

Q: 町税を納付したのに督促状（催告書）が送られてきたのは何故ですか？

A: 各取扱金融機関やゆうちょ銀行で納付いただいた情報を確認するには、数日から2週間程度かかります。このため、納付したのにもかかわらず督促状（催告書）が送付されることがありますので、予めご了承ください。

Q: 納期限までに納めることができません。どうすればいいですか？

A: 事前に税務町民課まで連絡ください。事情をお聞きし、今後の納付計画の相談をお受けします。

Q: 税金や使用料等を滞納すると、どうなりますか？

A: 町が徴収する税金や使用料を納期限に納付が確認できない場合、20日以内に督促状を送付します。それでも納付が確認できない場合は、納期限内に納めた方との公平性や町政運営の財源を確保するため、差押を実施します。

また、納期限までに納付がないと延滞金がかかります。詳しくは延滞金の項目をご覧ください。

Q: 本人の同意もなしに、差押えはできるのですか？

A: 法律（国税徴収法第47条）では、納期限を経過後、督促状を発送して10日を経過した日までに完納しない場合は、本人に対して事前の連絡や同意がなくても差押えができています。

Q: 差押えの対象は？

A: 預貯金、給与、不動産、年金、動産などです。

Q: 借金があるので、税金が収められないのですが？

A: 税金は、全ての債務（借金等）に優先すると定めてあり、個人の債務より税金が優先されます。

Q: 勤務先に、給与照会をされました。個人情報漏えいになりませんか？

A: 税金等を滞納すると法律（国税徴収法141条等）に基づき、全ての財産に対する調査権限が発生します。この権限により調査を受ける勤務先の事業所は、調査に協力しなければなりません。

これらの財産調査は、個人情報保護法には抵触しません。

Q: 国民健康保険税を滞納するとどうなりますか？

A: 差押えの滞納処分の対象となり、また保険証の使用に関しても制限されます。
有効期間の短い「短期保険証」が交付され、期限ごとの更新が必要となったり、「資格証明書」が交付され、いったん医療費の全額を自己負担する事となります。

Q: 資格証明書で医療機関において受診できますか？

A: 「資格証明書」を交付された方は、国民健康保険の被保険者であることを証明するだけで、保険診療はできますが、いったん全額自己負担することになります。
あとから国民健康保険の係で保険給付分の支払を申請することになります。

Q: 保険証を使わなくても、国民健康保険税を支払わなければなりませんか？

A: 国民健康保険は、病気やケガをしたときに誰もが安心して医療を受けられるよう、加入者全員で税金を出し合い、お互いに助け合いながら運営する医療保険です。
